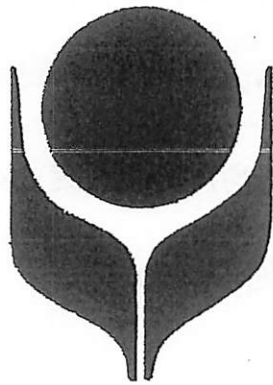


令和3年度（第42回）

宇佐美区青少年育成会議総会



日時 令和 3年6月6日（日）10時00分

会場 宇佐美コミュニティーセンター大会議室

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 市民憲章唱和
3. 会長あいさつ
4. 来賓祝辞
5. 議事
 - (1) 第1号議案令和2年度事業（活動）報告について
 - (2) 第2号議案令和2年度決算報告並びに監査報告について
 - (3) 第3号議案令和3年度役員について
 - (4) 第4号議案令和3年度事業（活動）計画（案）について
 - (5) 第5号議案令和3年度予算（案）について
 - (6) その他
6. 閉会のことば

伊 東 市 民 憲 章

私たち伊東市民は

- 一、文化を高め、教養を豊かにしましょう
- 一、自然を愛し、清潔な環境をつくりましょう
- 一、きまりを守り、良い風習を育てましょう
- 一、お互いに助け合い、親切をつくしましょう
- 一、元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう

2年度 活 動 内 容

| 日 | 付 | 活 動 内 容 |
|---|-------|---|
| R | 2・4・1 | コミセンスクール開催 (4月1日現在、4年生7名・5年生8名・6年生9名・講師4名) |
| | 4・17 | こいのぼり掲出 (育成会・コミセン5名) |
| | 5・16 | 第41回総会 書面総会 |
| | 7・ | 伊東市青少年補導センター補導員研修会 コロナウイルス感染防止のため中止 |
| | 7・7 | 地域教育懇談会、今回は宇佐美中学校(会議室)にて、日程説明・授業参観・全体会議では、保育園・幼稚園・小学校・中学校・の取り組み方や意見交換・情報交換など話し合い、諸団体と参観した。 |
| | 7・22 | 夏休み補導(宇佐美青少年補導員パトロール) コロナウイルス感染防止のため中止 |
| | 8・ | 夏期パトロール(各地区町内会長協力) コロナウイルス感染防止のため中止 |
| | 9・13 | 「子ども花火大会」打合せ、(総務委員・コミセン) |
| | 9・16 | 「子ども花火大会」打合せ(育成会・女性の会・総務委員・コミセン) |
| | 9・16 | 小学校にて子ども絵画展の依頼 テーマ「大人になった時のふるさと宇佐美」 |
| | 9・21 | 「子ども花火大会」開催 参加人数 62組283名 ※「ふるさと・ふれあい祭り」がコロナウイルス感染防止のため中止 子どもたち楽しんでもらう催しとして、ふるさとふれあい祭りに代わり「子ども花火大会」を開催した。 |
| | 11・6 | 6年生石切場見学を支援 (会長・運営委員・コミセン) |
| | 11・12 | 5年生巢雲山登山支援 (運営委員・コミセン) |
| | 11・20 | 静岡県子供若者育成支援月間街頭キャンペーン・ガヤ桜田店・ 町内会長・育成会・女性の会 コロナウイルス感染防止のため中止 |
| | 11・25 | 県内一斉冬季宇佐美地区少年街頭補導パトロール コロナウイルス感染防止のため中止 |

関 連 行 事

| 期 日 | 項 目 | 期 日 | 項 目 |
|---------|-------------------|-----|-----------------------|
| R2・4・29 | 第69回宇佐美区民体育祭 中止 | | 伊東市青少年指導センター指導員研修会 中止 |
| 8・1 | 第9回宇佐美夏まつり花火大会 中止 | | 伊東市主催成人式協力 中止 |
| | | | |
| | | | |

(第2号議案)

令和2年度

宇佐美区青少年育成会議決算書

収入総額 382,861円

支出総額 50,784円

差引残高 332,077円

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

収入の部

(単位 円)

| 科目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 増減 (減は△) | 備考 |
|-----|---------|---------|----------|---------------------|
| 繰越金 | 144,560 | 144,560 | 0 | 前年度繰越金 |
| 補助金 | 130,000 | 137,800 | 7,800 | 宇佐美区・社会福祉協議会 |
| 協賛金 | 90,000 | 90,000 | 0 | コミセン管運協 |
| 雑収入 | 100 | 10,501 | 10,401 | 預金利息・伊東市育成会解散に伴う分配金 |
| 計 | 364,660 | 382,861 | 18,201 | |

支出の部

(単位 円)

| 科目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 増減 (減は△) | 備考 |
|-----|---------|--------|----------|--------------|
| 会議費 | 20,000 | 0 | △20,000 | 総会、理事会、指導委員会 |
| 事務費 | 45,000 | 23,012 | △21,988 | 事務用品 |
| 事業費 | 200,000 | 23,500 | △176,500 | 子ども絵画展示 |
| 通信費 | 15,000 | 4,272 | △10,728 | 郵便切手 |
| 旅費 | 25,000 | 0 | △25,000 | 出張旅費 |
| 助成金 | 5,000 | 0 | △5,000 | |
| 雑費 | 5,000 | 0 | △5,000 | |
| 予備費 | 49,660 | 0 | △49,660 | |
| 計 | 364,660 | 50,784 | △313,876 | |

上記の通り報告します

令和3年3月31日

会計 天海 真澄



監査報告

本決算を審査した結果、経理は適正に行われていることを認めます。

令和3年4月24日

監事 佐々木 茂活

田京

直



(第3号議案)

令和3年度 宇佐美区青少年育成会議役員名簿

| 役員名 | 氏名 | 所属 | 住所 | 理事会 | 運営委員会 | 指導委員会 | 町内 |
|-----|--------|-----------|----------|-----|-------|-------|-------|
| 会長 | 山下 善和 | 区長 | 51-4 | ○ | ◎ | ○ | 留田 |
| 副会長 | 深辺 安弘 | 副区長 | 1969-13 | ○ | ◎ | ○ | 中里 |
| " | 中島 弘道 | 育成会指導委員長 | 1746-1 | ○ | ◎ | ○ | 城宿 |
| " | 金子 久雄 | 区・議長 | 3302-35 | ○ | ◎ | ○ | 海峰苑 |
| " | 先本 和代 | 女性の会会長 | 1781-5 | ○ | ◎ | ○ | 城宿 |
| 庶務 | 木部 比佐夫 | コミセン事務局長 | 422-7 | ○ | ◎ | ○ | 留田 |
| 会計 | 天海 真澄 | 知識経験者 | 1614-8 | ○ | ◎ | ○ | 城宿 |
| 顧問 | 野木 小四郎 | 区相談役 | 3242-266 | | | | みのりの村 |
| 監事 | 佐々木 茂活 | 知識経験者 | 2752 | | | ○ | 塩木道 |
| " | 田京 直 | 知識経験者 | 357 | | | ○ | 留田 |
| 理事 | 中井 巖 | 副指導委員長 | 2292 | ○ | ◎ | ○ | 峰 |
| " | 本田 良一 | 知識経験者 | 2675 | ○ | ◎ | ○ | 塩木道 |
| " | 木部 治一 | 知識経験者 | 47 | ○ | ◎ | ○ | 留田 |
| " | 福木 勉 | 知識経験者 | 2330-10 | ○ | ◎ | ○ | 中里 |
| " | 和田 玉樹 | 知識経験者 | 207 | ○ | ◎ | ○ | 留田 |
| " | 木部 恭男 | 知識経験者 | 1660-24 | ○ | ◎ | ○ | 城宿 |
| " | 竹本 静男 | 宇老協会会長 | 1780-1 | ○ | ◎ | ○ | 城宿 |
| " | 稲葉 尤一 | 知識経験者 | 1937 | ○ | ◎ | ○ | 八幡 |
| " | 山口 智弘 | 知識経験者 | 1221 | ○ | ◎ | ○ | 桑原 |
| " | 玉川 隆 | 知識経験者 | 726 | ○ | ◎ | ○ | 山田 |
| " | 赤土 研二 | 知識経験者 | 1664-14 | ○ | ◎ | ○ | 城宿 |
| " | 水野 忠明 | 知識経験者 | 2292-7 | ○ | ◎ | ○ | 峰 |
| " | 鈴木 仁 | 知識経験者 | 1177-3 | ○ | ◎ | ○ | 桑原 |
| " | 石垣 清 | 知識経験者 | 1538-12 | ○ | ◎ | ○ | 阿原田 |
| " | 木部 修 | 区・会計 | 905-21 | ○ | ◎ | ○ | 山田 |
| " | 木部 強 | 区・副議長 | 1539-11 | ○ | | ○ | 山田 |
| " | 木部 雅好 | 町会長 | 50-2 | ○ | | ○ | 留田 |
| " | 鹿取 敏生 | 町会長 | 1623-6 | ○ | | ○ | 城宿 |
| " | 山田 隆一 | 町会長 | 1574-21 | ○ | | ○ | 八幡 |
| " | 山本 秀樹 | 町会長 | 2803-7 | ○ | | ○ | 初津 |
| " | 山下 悦男 | 町会長 | 2755-1 | ○ | | ○ | 塩木道 |
| " | 小池 清治 | 町会長 | 2247-7 | ○ | | ○ | 峰 |
| " | 稲葉 安雄 | 町会長 | 1330 | ○ | | ○ | 阿原田 |
| " | 山本 隆志 | 町会長 | 1078-6 | ○ | | ○ | 桑原 |
| " | 鈴木 公和 | 町会長 | 593-1 | ○ | | ○ | 山田 |
| " | 荒井 栄二 | 町会長 | 1001-65 | ○ | | ○ | り山峡 |
| " | 井上 勝彦 | 町会長 | 3629-52 | ○ | | ○ | 白波台 |
| " | 館野 ヤス子 | 宇佐美民児協会会長 | 1305-1 | ○ | | | |
| " | 鳥沢 裕子 | 幼稚園本園園長 | 1602-2 | ○ | | | |
| " | 木村 誠 | 宇佐美小学校教頭 | 1627-1 | ○ | | | |
| " | 高橋 賢 | 宇佐美中学校教頭 | 1537-1 | ○ | | | |

| 役員名 | 氏名 | 所属 | 住所 | | | 指導委員会 | 町内 |
|------|--------|-----------|---------|--|--|-------|-----|
| 指導委員 | 大高 靖 | 町内会長 | 189-1 | | | ○ | 留田 |
| " | 森川 弦 | 町内会長 | 306 | | | ○ | 留田 |
| " | 杉田 正文 | 町内会長 | 539-1 | | | ○ | 留田 |
| " | 加藤 圭二 | 町内会長 | 1664-20 | | | ○ | 城宿 |
| " | 熊田 洋一 | 町内会長 | 1751 | | | ○ | 城宿 |
| " | 鈴木 良則 | 町内会長 | 1814-18 | | | ○ | 城宿 |
| " | 藤原 伸一朗 | 町内会長 | 1874-31 | | | ○ | 八幡 |
| " | 川口 重宏 | 町内会長 | 1929-10 | | | ○ | 八幡 |
| " | 小川 秀昭 | 町内会長 | 3113-1 | | | ○ | 初津 |
| " | 佐々木 剛 | 町内会長 | 2738 | | | ○ | 塩木道 |
| " | 杉本 智 | 町内会長 | 2038 | | | ○ | 中里 |
| " | 椎野 豊 | 町内会長 | 1974-13 | | | ○ | 中里 |
| " | 高橋 俊見 | 町内会長 | 2128-15 | | | ○ | 峰 |
| " | 浅田 孝男 | 町内会長 | 1200-1 | | | ○ | 桑原 |
| " | 鈴木 公和 | 町内会長 | 593-1 | | | ○ | 山田 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| " | 佃こう | 女性の会(副会長) | | | | ○ | 初津 |
| " | 山口 けい子 | 女性の会(会計) | | | | ○ | 桑原 |
| " | 佃 貞子 | 女性の会(書記) | | | | ○ | 塩木道 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

伊東市青少年指導センター指導員

| 氏名 | 所属 | 住所 | | | 町内 |
|-------|--------|---------|--|--|-----|
| 中島 弘道 | 指導委員長 | 1746-1 | | | 城宿 |
| 中井 巖 | 副指導委員長 | 2292 | | | 峰 |
| 本田 良一 | 知識経験者 | 2675 | | | 塩木道 |
| 福木 勉 | 知識経験者 | 2330-10 | | | 中里 |

令和3年度 事業(活動)計画(案)

青少年が健全で心豊かに育つことは、地域住民全ての願いであり、又、青少年を健全に育成することは、大人の義務と同時に地域全体の責任でもあります。

しかし今蔓延しているコロナウイルスの感染防止では、接触感染・飛沫感染などを防ぐ為、人との距離をとる3密の防止が有効な対策となっています。3年度もコロナとの共存を余儀なくされ、従来と同じコミュニケーションのとりかたでは無く、色々な対策、工夫をしながら子どもたちとコミュニケーションを取らなければなりません。

特に行政からの情報・要請に注視し、青少年育成会議として子どもたちが安全で安心して暮らせる環境作りに係わり、青少年が自らの力で問題を解決できるような方法を身に付けるための指導、環境整備に区民全員が全力であたる必要があります。

コミセンスクールも、より実践的な活動ができるよう、地域が家庭と学校と一体となって、青少年の健全な育成活動を継続的に展開していきます。

<具体的活動計画>

1. 広報・啓発活動等

- (1) ポスター・回覧等による啓発
- (2) 挨拶運動展開(小中生徒の標語募集による)

2. 非行防止対策

- (1) 有害環境の浄化活動(有害図書・出会い系サイト等)
- (2) 未成年者の飲酒・喫煙の防止
- (3) 夜間パトロールの実施 [7月から3月末]

3. 組織の充実

- (1) 企画部会の開催
- (2) 関係機関・諸団体との連携を密にし、地域に根ざした推進体制の充実をはかる
- (3) コミュニティリーダーとして若年層主体に知識経験者を増やしていく

4. コミュニティづくりのための協賛行事

- (1) 夏まつり 花火大会 (8月 上旬)
- (2) ふるさとふれあい祭り (11月 上旬)
- (3) コミセンスクール (毎月毎週土曜日午前中) 対象、小学5・6年生

あいさつの声が響きあうまちづくり

伊東市青少年育成市民会議 提唱

(第5号議案)

令和3年度 宇佐美区青少年育成会議予算書 (案)

収入総額 552,078円

支出総額 552,078円

差引残高 0円

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月 31日

収入の部

(単位 円)

| 科目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減 (減は△) | 備考 |
|-----|---------|---------|----------|--------------|
| 繰越金 | 332,077 | 144,560 | 187,517 | 前年度繰越金 |
| 補助金 | 130,000 | 130,000 | 0 | 宇佐美区・社会福祉協議会 |
| 協賛金 | 90,000 | 90,000 | 0 | コミセン管運協 |
| 雑収入 | 1 | 100 | △99 | 預金利息 |
| 計 | 552,078 | 364,660 | 187,418 | |

支出の部

(単位 円)

| 科目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減 (減は△) | 備考 |
|-----|---------|---------|----------|--------------------|
| 会議費 | 20,000 | 20,000 | 0 | 総会、理事会、指導委員会 |
| 事務費 | 45,000 | 45,000 | 0 | 事務用品 |
| 事業費 | 250,000 | 200,000 | 50,000 | ふるさとふれあい祭り・子ども絵画展示 |
| 通信費 | 15,000 | 15,000 | 0 | 郵便切手 |
| 旅費 | 25,000 | 25,000 | 0 | 出張旅費 |
| 助成金 | 5,000 | 5,000 | 0 | 健全育成費 |
| 雑費 | 5,000 | 5,000 | 0 | |
| 予備費 | 187,078 | 49,660 | 137,418 | |
| 計 | 552,078 | 364,660 | 187,418 | |

※科目間の流用を認める

宇佐美区青少年育成会議規約

(名 称)

第1条 この会は、宇佐美区青少年育成会議という。

(事 務 局)

第2条 この会の事務局は、宇佐美コミュニティセンター内におく。

(目 的)

第3条 区民が一体となって、青少年の健全育成と非行防止をすすめる。

(活 動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をすすめる。

1. 良い環境づくりにつとめる。
2. 区内の各団体や学校との連携をはかり、その活動をたすける。
3. 青少年の自覚を高め、区民のふれあいの場をひろげて、青少年に対して指導、助言につとめる。
4. 防犯組織を充実し、非行と犯罪の防止につとめる。

(組 織)

第5条 この会は、区内の行政組織及び青少年育成団体、福祉、社会教育団体で組織する。

(機 関)

第6条 この会は、次の機関をおく。

1. 総会
2. 理事会
3. 運営委員会
4. 指導委員会

(総 会)

第7条

1. 総会は、この会の最高議決機関で、年1回以上開催する。
2. 会長は、総会の議長となり議事の進行を速やかにすすめる。
3. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 規約改正
 - (4) 役員の承認
 - (5) 総会に必要と認めた事項

(理 事 会)

第8条 理事会は、この会の業務を管理し、必要に応じて総会に代わって議決する。

(運営委員会)

第9条

1. 運営委員会は、この会の事業活動を企画し、その運営にあたる。
2. 運営委員会に関し必要な事項は別に定める。

(指導委員会)

第10条

1. 指導委員会は、この会の目的達成のため諸活動の実施にあたる。
2. 正副委員長は、指導委員のなかから会長が委嘱する。
3. 指導委員会は、委員長が招集する。

(表 決)

第11条 総会及び理事会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。

(役 員)

第12条 この会は、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 理 事 | 若干名 |
| 4. 運営委員 | 若干名 |
| 5. 指導委員 | 若干名 |
| 6. 庶 務 | 1名 |
| 7. 会 計 | 1名 |
| 8. 監 事 | 2名 |

(役員を選任)

第13条

1. 会長は、区長とする。
2. 副会長は、理事のなかから会長が委嘱する。
3. 理事は、町会長、各種団体より推薦された者及び知識経験者とする。
4. 運営委員は、副会長、庶務、会計及び理事のなかから若干名に会長が委嘱する。
5. 指導委員は、町内会長、各種団体より推薦された者及び知識経験者を会長が委嘱する。
6. 庶務・会計・監事は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第14条

1. 会長は、この会を代表し業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、また必要があれば会長の職務を代行する。
3. 運営委員は、この会の目的達成のため、青少年の健全育成と非行防止に関わる有用な事業活動計画を立案し、運営する。
4. 指導委員は、青少年団体の指導・青少年の補導・防犯活動などを研修し、この会の要請に応じて事業活動を実施し、推進する。

(役員任期)

第15条 役員任期は1年とし、役職によって選出された役員が解任等により欠員を生じたときは、補欠役員は残任期間とする。

(経 費)

第16条 この会に要する経費は、会費、寄付金、協賛金及び補助金をもってあてる。

(顧 問)

第17条 この会に顧問をおくことができる。

(年 度)

第18条 この会は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則 この規約は、昭和55年4月1日より施行する。

附則 この規約は、昭和60年4月1日より施行する。

附則 この規約は、平成元年4月1日より施行する。

附則 この規約は、平成7年4月1日より施行する。

附則 この規約は、平成19年4月21日より施行する。